

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁
那覇市福祉事務所長
新里 博一

平成 27 年 7 月 28 日付で提起された生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく生活保護変更決定処分に係る審査請求について次のとおり裁決する。

平成 27 年 9 月 10 日

沖縄県知事 翁長 雄志


主 文

平成 27 年 7 月 24 日付け那福事保第 522 号よる申請却下処分（以下「本件処分」という。）を取消す。

理 由

第 1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯及び審査請求人の主張

審査請求人 （以下「請求人」という。）は、平成 24 年 10 月 1 日から、法による保護（以下「保護」という。）を受給している者である。

請求人は、平成 27 年 7 月 7 日付けで那覇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し生業扶助（技能修得費）に関する保護変更申請書（以下「本件申請」という。）を提出したところ、処分庁は本件処分を行った。

請求人は、本件処分不服として沖縄県知事(以下「当庁」という。)に対し、本件処分の取消を求めた。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

(1) 請求人は、概ね次の理由等により本件申請を行ったこと。

① 申請理由

平成 40 年頃に県内においてシステムエンジニアの職に就くことを目指し、そのために必要な技能修得(エクセル、ワード、パワーポイント、その他)に必要な費用の支給を受けたい。

② 技能修得に必要な金額等

パソコン等購入費 131,022 円、パソコン教室入学金 28,500 円

(2) 処分庁は、請求人の技能修得に要する費用について、次のとおり見積もっていること。

パソコン等購入費：131,823 円

パソコン教室入学金：15,000 円

パソコン教室授業料(月額)：21,500 円

(3) 処分庁は、請求人の技能修得に要する費用が基準を上回っていること、請求人に技能を修得する必要性がない(あるいは乏しい)こと、請求人に収入を増加させ、又は自立を助長することのできる見込みがないことを理由に、本件処分を決定したと解されること。

2 判断

(1) 法令等

① 法第 17 条 生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込みのある場合に限る。

一から三 省略

② 生活保護法による保護の基準(昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「告示」という。)別表第 7 生業扶助基準の 2

技能修得費(高等学校等就学費を除く。以下同じ。)は、技能修得(高等学校等への就学を除く。以下同じ。)の期間が 1 年以内の場合にお

いて、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は2年以内とし、1年につき77,000円以内の額を2年を限度として算定する。

- ③ 保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の8の（1）生業費
ア 専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行なうために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

なお、生業費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、77,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

イからエ 省略

- ④ 局長通知第7の8の（2）技能修得費

ア 技能取得費（高等学校等就学費を除く）

技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと

（ア）から（イ） 省略

（ウ）技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、127,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

（エ）から（キ） 省略

イ 省略

(2) 本件処分について

① 稼働能力の有無、程度について

技能修得費は、稼働に必要な技能の修得を目標とするものであるから、稼働能力のある者であって、かつ、稼働に必要な技能を修得しうる程度に稼働能力を有することが必要である。

処分庁は、請求人が療育手帳を所持していること、障害年金を受給していることが請求人の就労阻害要因となっており、そのため請求人が修得しようとしている技能を得たとしても、それを活用して収入を増加させる、又は自立を助長することができる見込みがないと判断し、本件処分を行っている。

たしかに処分庁の判断のとおり、療育手帳保持者、障害年金受給者は、健常者と比して身体・知的にハンデキャップがあるため、その障害等が就労阻害要因となっていると考えられる。ただし、障害等を有しているから稼働できないということはなく、その障害の程度によっては稼働することも十分可能である。処分庁は、請求人に就労阻害要因があることを示しているが、請求人に稼働能力があるか否か、稼働能力がある場合、どの程度の稼働能力を有しているのか示しておらず、これに関連して、請求人に収入を増加させる、又は自立を助長することができる見込みがないと判断した理由が具体的に明確にはなっていない。よって、処分庁が、請求人に収入を増加させる、又は自立を助長することができる見込みがないと判断したことについて適当であったと認めることはできない。

② パソコン購入費等の支給について

処分庁は、請求人が申請したパソコン等について、局長通知第7の8の(1)のAにいう生業を行うために必要な器具として捉えており、この器具とは、事業を営むために必要な物を指しているのであり、請求人は、現に事業を営んではおらず、また、近々に事業を営もうとするものではないことから、支給できない旨判断している。

生業を行うために必要な器具を認定する場合の取扱いについては、処分庁の判断に異論は無い。ただし、請求人は、技能修得のために本件申請を行っているのだから、局長通知第7の8の(1)にいう生業費ではなく、局長通知第7の8の(2)にいう技能修得費において支給可能かどうか判断すべきである。

技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料(月謝)、教科書・教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用とされている。パソコン等について、例えば、授業を受けるために

必要なものであり、そのパソコン教室に通う者全員が必ず購入しなければならないといった場合には、局長通知第7の8の(2)のアの(ウ)にいう当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費として認定する余地はあるのである。

③ 技能修得の認定について

技能修得費を認定するには、被保護者が稼働に必要な技能を修得するにあたって、どのくらいの期間を要するのか、どのような経費を要するのか、必要な経費が基準額の範囲内でまかなえるのかを検討する必要がある。

まず、稼働に必要な技能を修得するにあたり、どのような経費を要するかであるが、本件についてみるに、請求人は、パソコン等購入費、パソコン教室入学金及びパソコン教室授業料を必要な経費として本件申請を行っている。上述②を踏まえれば、いずれの経費も認定可能、若しくは認定しうる余地があるものである。しかし、上述②のとおり、処分庁は、請求人が申請したパソコン等については、生業費に該当するとして、技能修得費で支給可能かどうかの検討を行っていない。

次に、技能修得費が認められる期間について、1年以内を原則とし自立更生上特に効果があると認められるものには2年を限度として認められる。保護の実施機関は、技能修得費の申請があった場合、稼働に必要な技能を修得するにあたって、どのくらいの期間を要するのか検討を行う必要があるが、本件についてみるに、処分庁は、請求人が稼働に必要な技能を修得するにあたって、どのくらいの期間を要するのか検討していない。

また、稼働に必要な技能を修得するために必要な経費が基準額の範囲内でまかなえるのかどうかであるが、処分庁の見積もりを基にすれば、告示別表第7生業扶助基準の2に基づく特別基準を設定し上限額を77,000円とした場合には、2ヶ月(入学金15,000円+2ヶ月分授業料43,000円)、局長通知第7の8の(2)のアの(ウ)に基づく特別基準を設定し上限額を127,000円とした場合には、5ヶ月(入学金15,000円+5ヶ月分授業料107,500円)以内で技能修得費を認定することが可能となる。本件についてみるに、処分庁は、請求人が2ヶ月以内、又は5ヶ月以内で稼働に必要な技能を修得することができるかどうかの検討を行う必要であったと言える。

以上のことから、本件処分について、技能修得費を認定するか否かの検討が十分になされてはならず、その点について処分庁に瑕疵があることが認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 3 項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。